

# 電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する運営規程

2018/12/20 Rev. 1.0

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会

## 目次

1. 総則 .....	1
1.1 目的.....	1
1.2 適用範囲 .....	1
2. 認証業務.....	1
2.1 組織.....	1
2.2 認証申請 .....	1
2.3 認証業務の流れ .....	1
2.4 申請者が製品開発会社またはサービス運用会社で無い場合の取り扱い .....	1
2.4.1 OEM 製品 .....	1
2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品 .....	1
3. 電子帳簿ソフト法的要件認証の有効範囲 .....	2
3.1 関係法令改正 .....	2
3.2 認証有効期間 .....	2
3.3 ソフトウェアの変更 .....	2
附則ー 1 .....	2

## 1. 総則

### 1.1 目的

この規程は、電子帳簿ソフト法的要件認証制度に関する基本規程に基づき、電子帳簿ソフト法的要件認証制度の業務を行うために必要な組織並びに認証業務の運営の方針および手順について定めるものである。

### 1.2 適用範囲

本認証制度は日本国内にのみ適用するものであり、電子帳簿ソフト法的要件認証基準（以下、「認証基準」という。）に合格した電子帳簿ソフト製品（以下、「認証製品」という。）が国外に販売された場合は、協会は関知しない。

## 2. 認証業務

### 2.1 組織

電子帳簿ソフト法的要件認証審査委員会（以下、「認証審査委員会」とする。）、評価機関および事務局より構成する。

### 2.2 認証申請

認証申請は、所定の様式の申請書に、日本語で書かれたものに限定する。

### 2.3 認証業務の流れ

認証業務の流れを図－1（本審査）、図－2（更新審査）および図－3（再審査）に示す。

### 2.4 申請者が製品開発会社またはサービス運用会社で無い場合の取り扱い

#### 2.4.1 OEM 製品

申請者以外の企業が開発した電子帳簿ソフト製品を、自社ブランド製品または自社サービスとして販売している場合で、そこで使用している製品が、すでに認証製品であっても、同一製品またはサービスとみなさない。

#### 2.4.2 他社製品を組み込みまたは連携させている製品

他社開発ソフト製品を自社開発の電子帳簿ソフト製品に組み込みまたは連携させている場合、自社開発のソフト製品として認証を受けることができる。ただし、当該ソフト製品が認証を受けても、そこで使用している他社開発ソフト製品は認証されたとみなさない。

### 3. 電子帳簿ソフト法的要件認証の有効範囲

#### 3.1 関係法令改正

本認証は、電子帳簿保存法および関係法令の改正に伴い認証基準が変更された場合は無効となり、被認証組織は更新審査を受けなければならない。

#### 3.2 認証有効期間

本認証は、3年間有効である。認証有効期間を越えた場合は、被認証組織は更新審査を受けなければならない。

#### 3.3 ソフトウェアの変更

認証基準を満たす機能維持は、被認証組織の責任で行う。

本認証は、認証を受けた電子帳簿ソフト製品の認証基準に係わる機能仕様が変更された場合、無効となり、被認証組織は更新審査を受けなければならない。

この仕様変更には、認証基準に係わらない変更（機能の追加変更・マニュアル改訂、動作環境の追加変更、機能が正常に動作するための修正、パッケージデザイン・梱包形態の変更）などは含まない。

#### 附則ー 1

この規程は、2018年12月20日より施行する。

図-1 認証業務フロー（本審査）

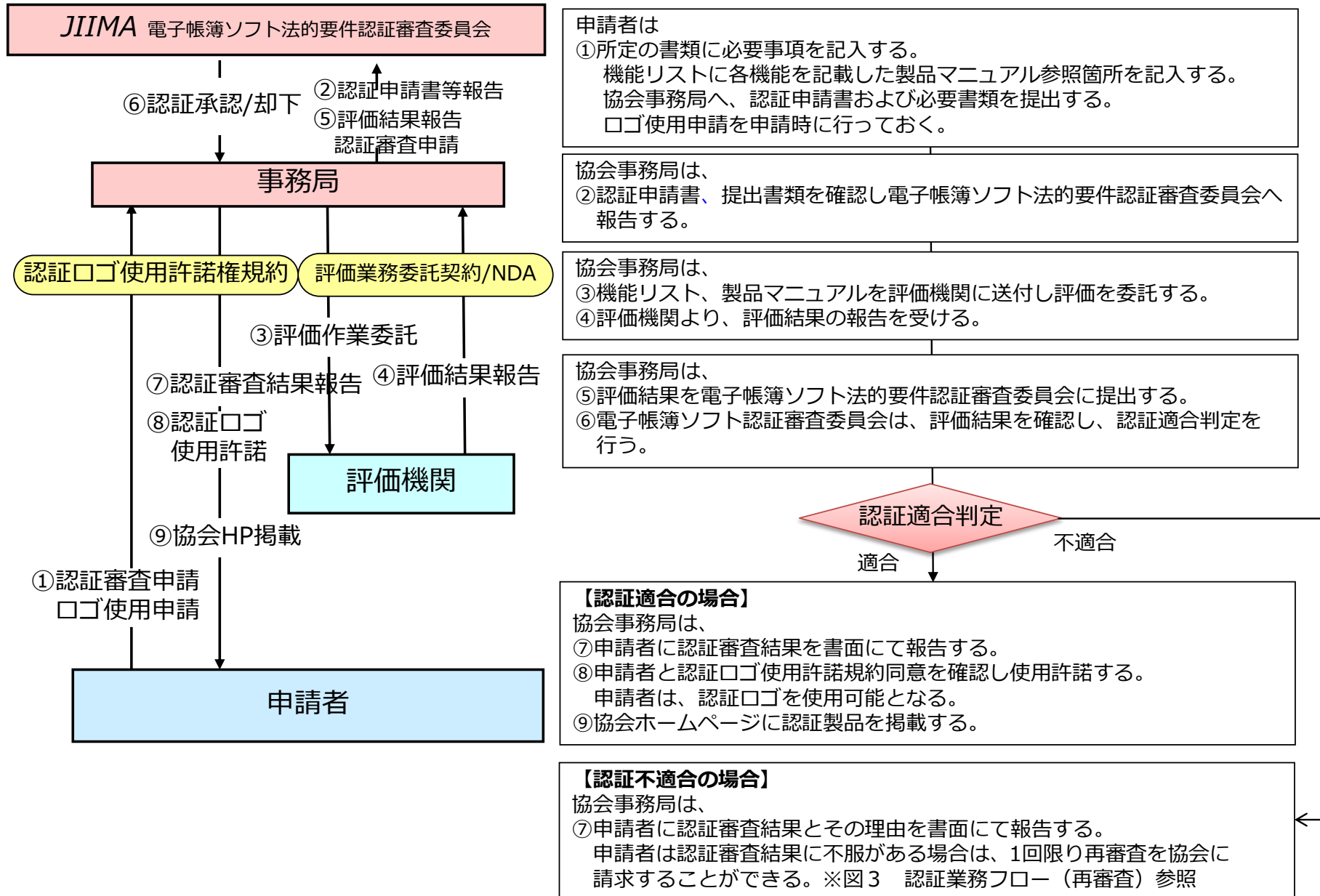


図-2 認証業務フロー（更新審査）

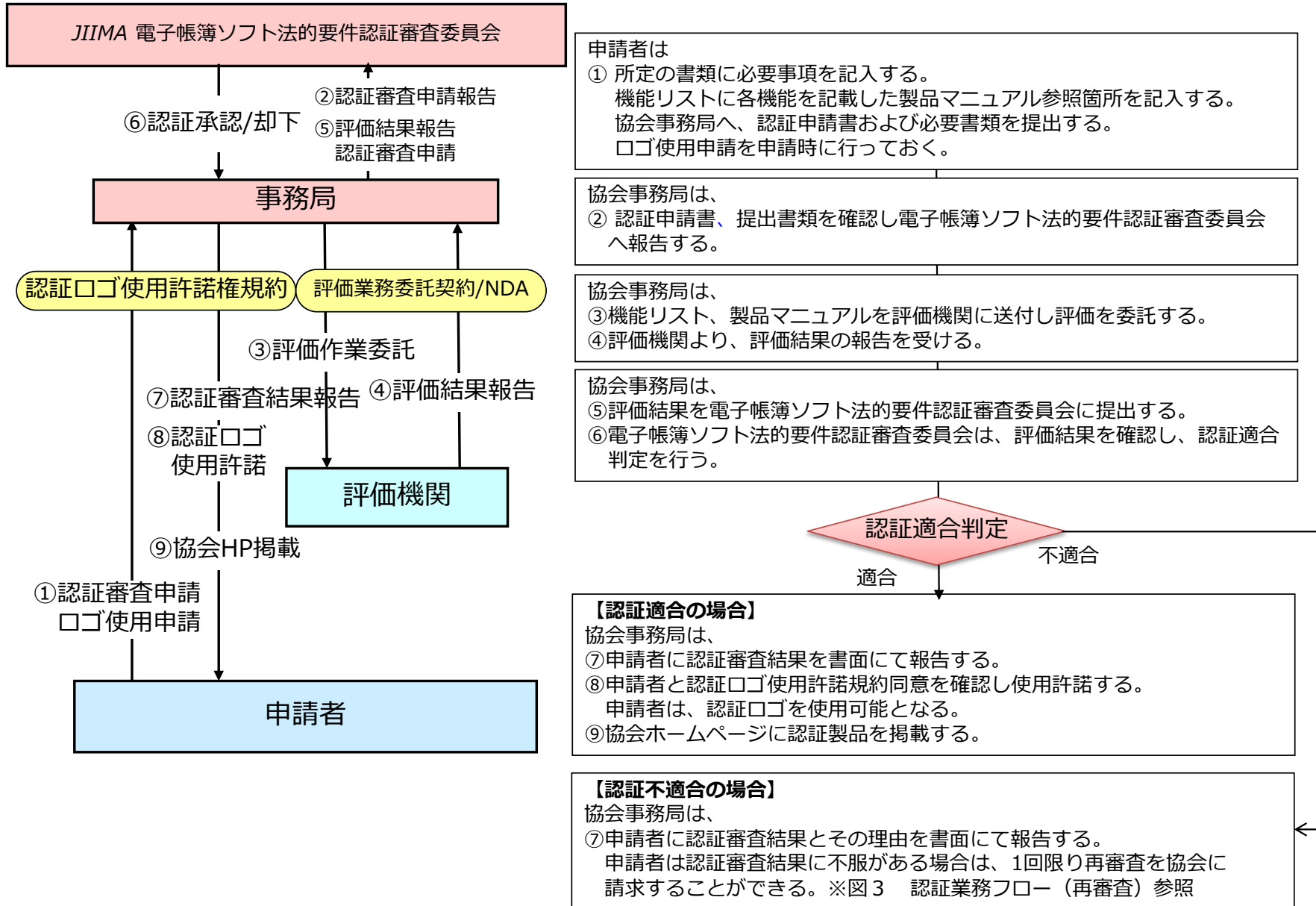


図-3 認証業務フロー（再審査）

